

日本農林規格等に関する法律施行令第17条第2号の畜産物等に係る農林水産大臣が定める基準等

制定 令和2年3月24日農林水産省告示第598号

一 日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第17条第2号各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

1 家畜の種類は、有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号。以下「有機畜産物規格」という。）第3条の表家畜又は家きんの項の定義に該当するものであること。

2 飼養及び生産の方法についての基準は、次のいずれかに該当すること。

(1) 有機畜産物規格第4条の表各項の基準に適合していること。

(2) 外国で生産された畜産物（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第12条第1項に規定する証明書又はその写しが添付されているものに限る。以下「外国産畜産物」という。）にあつては、当該外国の格付の制度において定められている飼養及び生産の方法についての基準に適合していること。

二 令第17条第2号ロの農林水産大臣が定める場合及び農林水産大臣が定める期間は、次のいずれかとする。

1 農林水産大臣が定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合とし、農林水産大臣が定める期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間であること。

農林水産大臣が定める場合	農林水産大臣が定める期間
飼料の用に供する多年生の牧草を採取する場合	当該牧草の採取の2年前から採取するまでの間
ほ場又は放牧地（牧草を栽培しているものに限る。）に家畜（豚及び家きんを除く。）を放牧する場合	当該家畜の放牧の開始の2年前から当該家畜の放牧の終了に至るまでの間
ほ場又は放牧地に豚又は家きんを放牧する場合	当該豚又は家きんの放牧の開始の1年前から当該家畜の放牧の終了に至るまでの間
購入飼料の合計重量（乾物換算）が、家畜への飼料の給与量及び家畜の放牧地での採食量の合計重量（乾物換算）の50パーセント未満である場合	ほ場又は放牧地において化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を最後に使用した日から2年以上経過し、当該家畜の飼養の終了に至るまでの間

2 外国産畜産物にあつては、当該外国の格付の制度において定める場合及び当該場合における期間であること。

三 令第17条第2号ロの農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当するこ

ととする。

1 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表各項の基準に適合していること。

2 外国産畜産物の生産に用いるための家畜の飼料の用に供される植物にあっては、当該外国の格付の制度において定められている生産の方法についての基準に適合していること。

四 令第17条第2号ハ（2）以外の部分に限る。）の畜産物に係る農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

1 家畜の種類は、有機畜産物規格第3条の表家畜の項の定義に該当するものであること。

2 飼養及び生産の方法についての基準は、次のいずれかに該当することとする。

(1) 乳であって、有機畜産物規格第4条の表各項の基準に適合していること。

(2) 外国産畜産物の生産に用いるための家畜の飼料の用に供される畜産物にあっては、当該外国の格付の制度において定められている飼養及び生産の方法についての基準に適合していること。

五 令第17条第2号ハ(2)及びニの農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

1 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表各項の基準又は有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表各項の基準に適合していること。

2 外国産畜産物の生産に用いるための家畜の飼料の用に供されるものとして製造し、又は加工したものにあっては、当該外国の格付の制度において定められている生産の方法についての基準に適合していること。

制定文（令和2年3月24日農林水産省告示第598号） 抄

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第2号）の施行の日（令和2年7月16日）